

広島市報

定期第1048号
平成29年10月2日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告 示

○農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を定めた.....	3	○公印の印影印刷.....	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....	3	○公共下水道の供用開始.....	8
○介護保険法又は改正前の介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....	3	○公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水処理開始.....	8
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定.....	4	○農業集落排水処理施設の供用開始.....	8
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定.....	4	○広島市市税条例による控除対象寄附金指定の届出事項の変更.....	8
○介護保険法による指定事業者の指定.....	4	○広島農業振興地域整備計画の変更.....	9
○広島市市税条例による控除対象寄附金指定の届出事項の変更.....	4	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定更新 2件.....	9
○都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更.....	5	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止.....	10
○広島市特別名誉市民の顕彰.....	5	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....	10
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....	6	○広島市市税条例による控除対象寄附金指定の届出事項の変更 2件.....	10
○自転車等の所有権の取得.....	6	○広島市市税条例の寄附金の指定.....	11
○広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務の委託.....	6	○自転車等の所有権の取得.....	11
○広島市市税条例による控除対象寄附金指定の届出事項の変更 2件.....	6	○広島市市税条例による控除対象寄附金指定の届出事項の変更.....	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....	7	○広島市自転車等の放置の防止に関する条例による自転車等放置規制区域の変更.....	11
○広島市市税条例による控除対象寄附金指定の届出事項の変更.....	7	○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定.....	7	○会計管理者の事務の一部委任.....	12
		○出納員の事務の一部委任.....	12
		○子ども・子育て支援法による平成28年度の市立保育園及び市立認定こども園の施設型給付費.....	12
		○出納員の事務の一部委任 2件.....	15
		○広島市大型ごみ収集運搬手数料の収納事務の委託.....	15
		○広島市市税条例による控除対象寄附金指定の届出事項の変更 2件.....	15
		○介護保険法による指定地域密着型サービス	

事業及び指定地域密着型介護予防サービス 事業の廃止.....16	南区) 2件.....24
○介護保険法による指定居宅サービス事業及 び指定介護予防サービス事業の廃止.....16	○道路の供用開始(安佐南区).....24
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の 廃止.....16	○長期間駐車されていた自転車等の移動(安 佐南区).....24
○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の 事業者指定等に関する要綱による指定事業 者の廃止.....17	○建築基準法による道路の指定(安佐南区).....24
○出納員の事務の一部委任.....17	○都市公園法による都市公園の告示(安佐南 区).....25
○放置自転車等の撤去(中区) 4件.....17	○建築基準法による道路の位置の指定(安佐 北区).....25
○長期間駐車されていた自転車等の移動(中 区).....18	○道路の区域変更(安佐北区).....25
○放置自転車等の撤去(中区) 2件.....18	○道路の供用開始(安佐北区).....25
○長期間駐車されていた自転車等の移動(中 区) 2件.....18	○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃 止(安佐北区) 2件.....25
○放置自転車等の撤去(中区) 6件.....18	○道路の区域変更(安佐北区).....25
○長期間駐車されていた自転車等の移動(中 区).....19	○道路の供用開始(安佐北区).....26
○放置自転車等の撤去(中区) 2件.....19	○道路の区域変更(安佐北区).....26
○放置自転車の撤去(東区).....19	○道路の供用開始(安佐北区).....26
○道路の区域変更(東区).....19	○上町屋新山倉町内会の告示事項の変更(安 佐北区).....26
○道路の供用開始(東区) 2件.....20	○上町屋三区町内会の告示事項の変更(安佐 北区).....26
○建築基準法による道路の位置の指定(東区).....20	○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃 止(安佐北区).....27
○放置自転車の撤去(東区) 5件.....20	○長期間駐車されていた自転車等の移動(安 佐北区).....27
○建築基準法による道路の位置の指定(東区).....21	○放置自転車等の撤去(安佐北区).....27
○放置自転車の撤去(東区).....21	○放置自転車の撤去(安芸区).....27
○放置自転車等の撤去(南区).....21	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変 更(安芸区).....27
○長期間駐車されていた自転車等の移動(南 区).....21	○放置自転車の撤去(安芸区).....27
○放置自転車等の撤去(南区) 5件.....21	○長期間駐車されていた車両の移動(安芸区).....27
○長期間駐車されていた自転車等の移動(南 区).....21	○道路の区域変更(安芸区).....27
○放置自転車等の撤去(南区).....21	○道路の供用開始(安芸区).....28
○長期間駐車されていた自転車等の移動(南 区).....22	○放置自転車の撤去(安芸区).....28
○放置自転車等の撤去(南区) 5件.....22	○放置自転車等の撤去(佐伯区).....28
○建築基準法による一つの敷地とみなすこと 等による一団地の認定(南区).....22	○道路の区域変更(佐伯区).....28
○放置自転車等の撤去(西区) 7件.....22	○放置自転車等の撤去(佐伯区).....28
○長期間駐車されていた自転車等の移動(安 佐南区).....23	○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐 伯区).....28
○道路の区域変更(安佐南区).....23	○放置自転車等の撤去(佐伯区).....28
○長期間駐車されていた自転車等の移動(安 佐南区).....23	○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐 伯区).....29
○路線名等を定める法定外公共物の指定(安 佐南区).....23	○道路の区域変更(佐伯区).....29
○建築基準法による道路の位置の指定(安佐	○道路の供用開始(佐伯区).....29
	○放置自転車等の撤去(佐伯区) 2件.....29
	○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐 伯区).....29

区 告 示

○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理(南区).....29

区 選 管 告 示

○安佐南区の投票区の設置の告示中表の一部変更(安佐南区).....30

○選挙人名簿の登録の移替えをしない期間(安佐南区).....30

○公職選挙法による選挙人名簿の登録から抹消した者の取り消し(安佐北区).....31

○選挙人名簿の登録の移替えをしない期間(安佐北区).....31

教育委員会告示

○広島市教育委員会(定例会)の開催.....31

○広島市教育委員会(臨時会)の開催.....31

○広島市教育委員会(定例会)の開催.....31

告 示

広島市告示第366号

平成29年8月1日

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、この農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)第17条に規定する農業経営の状況を除く。)は、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

広島市告示第367号

平成29年8月1日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

Table with 4 columns: 施術者, 施術所(名称, 所在地), 業務の種類, 指定年月日

Table with 5 columns: 氏名, 施設名, 住所, サービス名, 実施年月日

広島市告示第368号

平成29年8月1日

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条若しくは第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、介護保険法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年8月1日

広島市長 松 井 一 實

Table with 3 columns: 事業者(名称), 事業所(名称, 所在地), サービスの種類

広島市長 松井一實

医療法人社団 恵正会	訪問看護ステーションなづな可部南	広島市安佐北区可部南二丁目14番14号	訪問看護及び介護予防訪問看護
医療法人松村循環器・外科 医院	介護老人保健施設湯来まつむら	広島市佐伯区湯来町白砂桐曾利590番	訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

広島市告示第369号

平成29年8月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項又は第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号又は第115条の20第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年8月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
有限会社サカコーポレーション	グループホームガーデンの家川内	広島市安佐南区川内五丁目1番9号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
有限会社サカコーポレーション	看護小規模多機能センター川内	広島市安佐南区川内五丁目1番9号	看護小規模多機能型居宅介護

広島市告示第370号

平成29年8月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年8月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
合同会社アルパカサポート	アルパカ居宅介護支援事業所	広島市佐伯区皆賀一丁目13番14-1号	居宅介護支援

広島市告示第371号

平成29年8月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 平成29年8月1日

開設者 名称	施設		サービスの種類
	名称	所在地	
広島駅弁当株式会社	コネクトハーツ	広島市東区矢賀五丁目1番2号	生活援助特化型訪問サービス
有限会社そわか	訪問介護事業所そわか	広島市西区古江西町21番1号レジデンス古江1階	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
特定非営利活動法人さわやかライフクラブ	すみれ訪問介護事業所	広島市安佐北区落合南一丁目23番3号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
社会福祉法人正仁会	なごみの郷訪問介護事業所可部南	広島市安佐北区可部南二丁目14番14号	訪問介護サービス
医療法人のぞみ	訪問介護ステーションやまびこ	広島市安芸区瀬野三丁目12番35号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
医療法人社団一陽会	クローバーヘルパーステーション	広島市佐伯区楽々園三丁目14番3号	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
特定非営利活動法人サンピアゆき	湯来町サンピア訪問介護事業所	広島市佐伯区湯来町大字和田333番地 広島市湯来福祉会館内	訪問介護サービス及び生活援助特化型訪問サービス
有限会社オフィスタカキ	玖島ヘルパーステーション	広島県廿日市市玖島4850番地2	訪問介護サービス
特定非営利活動法人お年寄りの家ことぶき	歩くデイサービスことぶき苑	広島市東区中山東一丁目5番37-5号	1日型デイサービス
社会福祉法人正仁会	なごみの郷通所介護事業所	広島市安佐北区落合南町196番1	1日型デイサービス
株式会社セフィロト	デイサービスセンター結	広島市安佐北区口田南一丁目7番39-8号	1日型デイサービス
社会福祉法人正仁会	なごみの郷通所介護事業所	広島市安佐北区落合南町196番1	短時間型デイサービス

広島市告示第372号

平成29年8月1日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第4項の規定により、学校法人広島文化学園から控除対象寄附金指定の届出事項の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

広島市長 松井一實

変更前	変更後
-----	-----

1 代表者 海見 俊宏	1 代表者 森元 弘志
2 事務所その他の施設の所在地 広島文化学園大学 広島文化学園短期大学 長束キャンパス 坂キャンパス 呉駅キャンパス 阿賀キャンパス 郷原キャンパス	2 事務所その他の施設の所在地 広島文化学園大学 広島文化学園短期大学 長束キャンパス 坂キャンパス (廃止) 阿賀キャンパス 郷原キャンパス
3 特定公益増進法人であることの証明書発行日 平成23年3月1日	3 特定公益増進法人であることの証明書発行日 平成27年4月1日

広島市告示第373号

平成29年8月2日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、東区役所建設部建築課及び南区役所建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 都市計画の種類

- (1) 広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画
- (2) 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
広島駅新幹線口周辺地区 地区計画(変更)	広島市東区二葉の里三丁目の全部並びに二葉の里一丁目、二葉の里二丁目、上大須賀町及び若草町の各一部 南区松原町の一部

2 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市東区東蟹屋町9番38号 東区役所建設部建築課
- (3) 広島市南区皆実町一丁目5番44号 南区役所建設部建築課

広島市告示第374号

平成29年8月5日

広島市名誉市民条例(昭和37年広島市条例第17号)第8条の定めるところにより、広島市特別名誉市民として次の者を顕彰しました。

広島市長 松井 一 實

氏 名 ラッシーナ・ゼルボ

現住所 オーストリア共和国ウィーン市

功績概要 別紙のとおり。

功 績 概 要

ラッシーナ・ゼルボ氏は、平成25年(2013年)8月に技術専門家として初めて、包括的核実験禁止条約機関(CTBT O)準備委員会暫定技術事務局長に就任されました。その後、外務省の招へいにより同年11月に来日した際、本人の強い希望により、広島・長崎を初めて訪問され、被爆者との面会等を通じて被爆の実相に触れ、改めて「絶対悪」である核兵器の恐ろしさと平和を維持することの尊さを胸に刻まれました。

事務局長に就任した氏は、CTBT(包括的核実験禁止条約)の発効を促進するため、CTBT賢人グループ会合の発足にインシアティブを発揮されました。

同会合は、ウィリアム・ベリー元米国防長官、デス・ブラウン元英国国防大臣、イーゴリ・イワノフ元露外務大臣のほか、フェデリカ・モゲリーニEU外務・安全保障政策上級代表(閣僚級)など政治的地位の経験を有する著名人や国際的に認められた専門家約20名で構成されており、第1回会合が平成25年(2013年)9月にアメリカ・ニューヨークで、第2回会合が平成26年(2014年)4月にスウェーデン・ストックホルムで、第3回会合が平成27年(2015年)6月に韓国・ソウルで開催されました。氏はこれに続く第4回会合を、日本で初めて、被爆70周年の節目の年を迎えた広島で開催するために、グループメンバーに働き掛けを行い、平成27年(2015年)8月開催を実現させました。

氏は、本市の申し入れを受け、この広島会合のプログラムに、平和記念資料館の視察や被爆体験証言の聴講などを盛り込み、メンバーに被爆の実相に触れる機会を提供しました。

その結果、広島会合では、原爆が人体に及ぼす壊滅的な影響、核兵器の非人道性に関する議論が行われ、被爆者が世界の指導者に広島・長崎への訪問を求めていることに言及した「広島宣言」が採択されました。

また、氏は、各国大使との面会や氏が出席する各種レセプションなどの場において、被爆の実相と核兵器廃絶を願うヒロシマの思いを多くの人たちに伝えるとともに、被爆地広島への訪問を呼び掛けています。

さらに、国連ウィーン事務所での常設原爆展の開設について、当初、展示場所や展示ポスターの凄惨さが問題となり、関係国際機関との調整が難航していたところ、事務局長に就任した氏が、ウィーン国際機関日本政府代表部と一丸となって、IAEA(国際原子力機関)や国連広報センターなどに個別の調整を行い、核兵器廃絶に向けては、世界中の多くの人々に被爆の実相に触れていただくことがいかに大切であるか、また、そのために常設原爆展の開設がいかに意義深いことであるかを訴えられました。その結果、関係国際機関の合意が得られ、平成27年(2015年)11月にウィーン常設原爆展が開設されました。

以上のとおり、本市及び平和首長会議が、被爆の実相を「守り、広め、伝える」とともに、国際社会において核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けた活動を展開するに当たり、これまでに

氏から頂いた御尽力は一方ならぬものであり、その功績は誠に顕著であります。

広島市告示第375号

平成29年8月8日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 広島東映プラザ
- (2) 所在地 広島市中区八丁堀16番6ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

東映株式会社
 代表取締役 多田 憲之
 東京都中央区銀座三丁目2番17号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

小売業者		住所
名称	代表者	
株式会社東急ハ ンズ	代表取締役 吉浦 勝博	東京都新宿区新宿六丁目27 番30号

(変更後)

小売業者		住所
名称	代表者	
株式会社東急ハ ンズ	代表取締役 木村 成一	東京都新宿区新宿六丁目27 番30号

4 変更年月日

平成29年4月1日

5 届出年月日

平成29年7月28日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成29年8月8日から同年12月8日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成29年12月8日

(2) 提出先

〒730-8586
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第376号

平成29年8月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第377号

平成29年8月9日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の取納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

名称	住所	代表者
一般社団法人エン パワメント	広島市中区宝町7番22-1 01号	代表理事 岩 佐 和明

2 委託した期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

広島市告示第378号

平成29年8月10日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第4項の規定により、学校法人広島信望愛学園から控除対象寄附金指定の届出事項の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

広島市長 松井一實

変更前	変更後
-----	-----

1 代表者 三末 篤實	1 代表者 前田 万葉
2 代表者 前田 万葉	2 代表者 齊藤 眞仁
3 代表者 齊藤 眞仁	3 代表者 白浜 満
4 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成17年2月2日	4 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成21年11月20日
5 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成21年11月20日	5 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成26年11月20日

広島市告示第379号

平成29年8月10日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第4項の規定により、学校法人エリザベト音楽大学から控除対象寄附金指定の届出事項の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

広島市長 松井 一 實

変更前	変更後
1 代表者 マクガレル ローレンス マイケル	1 代表者 柳田 敏洋
2 代表者 柳田 敏洋	2 代表者 川野 祐二
3 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成20年10月29日	3 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成25年10月29日

広島市告示第380号

平成29年8月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
訪問看護ステーションポプリ	広島市東区戸坂大上四丁目15-26第3STビル205号	平成29年6月1日	平成35年5月31日
にのしま薬局	広島市南区似島町字家下161-3	平成29年7月1日	平成35年6月30日
三篠アルファ薬局	広島市西区三篠北町19-161F	平成29年7月1日	平成35年6月30日
すみれ産婦人科クリニック	広島市安佐南区緑井五丁目29-18	平成29年8月3日	平成35年8月2日

リハビリ訪問看護ステーションの花	広島市安佐南区伴南五丁目14-30	平成29年5月1日	平成35年4月30日
------------------	-------------------	-----------	------------

広島市告示第381号

平成29年8月14日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第4項の規定により、学校法人古沢学園から控除対象寄附金指定の届出事項の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

広島市長 松井 一 實

変更前	変更後
1 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成18年2月16日	1 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成23年8月8日
2 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成23年8月8日	2 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成28年8月8日

広島市告示第382号

平成29年8月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日
アイプラス薬局鉄砲町店	広島市中区鉄砲町5-7広島偕成ビル6階	平成29年6月12日
エスマイル薬局県庁駅前店	広島市中区基町10-90	平成29年6月1日
居宅介護支援事業所飯室21	広島市安佐北区安佐町飯室1665-3	平成17年8月1日
ここから薬局緑井店	広島市安佐南区緑井六丁目27-12	平成19年5月1日
デイサービス愛	広島市安佐北区安佐町飯室1451	平成17年4月1日
寺分薬局	広島市東区福田六丁目2026-1	平成29年6月1日
パール薬局佐東店	広島市安佐南区緑井五丁目8番10号	平成19年4月1日
訪問介護事業所あい	広島市安佐北区安佐町飯室1665-3	平成19年1月1日
ヨコガワ薬局	広島市西区横川新町5-1	平成29年3月1日

広島市告示第383号

平成29年8月14日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影を印刷する公印の名称
産婦健康診査補助券	市長印

広島市告示第384号

平成29年8月18日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成29年8月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水を排除	東区	温品二丁目の一部	分流
	西区	井口鈴が台一丁目の一部	
	安佐南区	大町東一丁目、上安二丁目、高取北一丁目、西原二丁目、祇園一丁目、祇園四丁目、伴中央七丁目、伴西五丁目、大塚西二丁目及び大塚西三丁目の各一部	
	安佐北区	深川三丁目、口田南五丁目、大林二丁目、三入七丁目及び安佐町大字飯室の各一部	
	安芸区	中野二丁目、中野三丁目、畑賀二丁目及び船越一丁目の各一部	
	佐伯区	坪井一丁目の一部	

広島市告示第385号

平成29年8月18日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日
平成29年8月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
西区	井口鈴が台一丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	大町東一丁目、上安二丁目、高取北一丁目、西原二丁目、祇園一丁目、祇園四丁目、伴中央七丁目、伴西五丁目、大塚西二丁目及び大塚西三丁目の各一部	
安佐北区	深川三丁目、口田南五丁目、大林二丁目、三入七丁目及び安佐町大字飯室の各一部	
佐伯区	坪井一丁目の一部	
東区	温品二丁目の一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
安芸区	中野二丁目、中野三丁目、畑賀二丁目及び船越一丁目の各一部	

広島市告示第386号

平成29年8月18日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日
平成29年8月20日
- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐南区沼田町大字阿戸の一部	戸山農業集落排水処理施設
安芸区阿戸町の一部	阿戸農業集落排水処理施設

広島市告示第387号

平成29年8月18日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第4項の規定により、公益財団法人広島市スポーツ協会から控除対象寄附金指定の届出事項の変更の届出があったので、同条第

5項の規定により、次のとおり告示する。

広島市長 松井一實

変更前	変更後
1 代表者 田村 鏡治	1 代表者 山根 恒弘

広島市告示第388号

平成29年8月21日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日、8月6日及び12月29日から同月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時15分まで

広島市告示第389号

平成29年8月21日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
川口耳鼻咽喉科クリニック	広島市中区八丁堀1-12マスキ八丁堀ビル7F	平成29年8月1日	平成35年7月31日
永山医院	広島市中区白鳥北町10-1	平成29年8月1日	平成35年7月31日
医療法人社団おると会 浜脇整形外科病院	広島市中区大手町四丁目6-6	平成29年8月12日	平成35年8月11日
広島女性クリニック	広島市中区三川町1-20ピンクリボン39ビル4階	平成29年8月1日	平成35年7月31日

佐野歯科クリニック	広島市中区大手町三丁目8-4	平成29年8月1日	平成35年7月31日
千田町歯科クリニック	広島市中区千田町二丁目1-10	平成29年8月1日	平成35年7月31日
医療法人社団久米歯科医院	広島市中区西平塚町7-24	平成29年8月1日	平成35年7月31日
フジミ薬局	広島市中区富士見町5-5	平成29年8月1日	平成35年7月31日
森整形外科	広島市東区光町一丁目3-16	平成29年8月1日	平成35年7月31日
芳谷眼科医院	広島市東区温品五丁目2-23	平成29年8月1日	平成35年7月31日
あすか薬局 温品店	広島市東区温品一丁目2-44	平成29年8月1日	平成35年7月31日
クリーン調剤薬局	広島市東区中山東一丁目5-9	平成29年8月1日	平成35年7月31日
ニックス訪問看護ステーション	広島市東区尾長東二丁目7-28	平成29年8月1日	平成35年7月31日
広島南薬局	広島市南区宇品神田一丁目4-2	平成29年8月1日	平成35年7月31日
あおば薬局	広島市南区松川町3-10	平成29年8月1日	平成35年7月31日
医療法人アーク歯科クリニック	広島市西区三篠町三丁目6-9-201	平成29年8月1日	平成35年7月31日
医療法人社団終和会 広島デンタルクリニック	広島市西区横川町三丁目8-2八重洲ビル2階	平成29年8月1日	平成35年7月31日
訪問看護ステーションげんき	広島市安佐南区緑井一丁目28-36	平成29年8月1日	平成35年7月31日
吉山クリニック	広島市安佐北区可部南四丁目5-8	平成29年8月1日	平成35年7月31日
コスモス薬局 勝木台店	広島市安佐北区亀山西一丁目2-1	平成29年8月1日	平成35年7月31日
はなぶさ一心堂薬局	広島市佐伯区五日市駅前三丁目5-13	平成29年8月1日	平成35年7月31日
五日市豊見薬局	広島市佐伯区五日市四丁目4-31	平成29年8月1日	平成35年7月31日

広島市告示第390号

平成29年8月21日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
和田本デンタルオフィス	広島市中区紙屋町二丁目2-2	平成29年8月1日	平成35年7月31日
こたく歯科医院	広島市東区若草町10-11加藤ビル1F	平成29年8月1日	平成35年7月31日
大保歯科医院	広島市南区丹那町5-2	平成29年8月1日	平成35年7月31日
洪内科・消化器科医院	広島市西区都町23-14	平成29年8月1日	平成35年7月31日
西原内科診療所	広島市西区三滝本町二丁目1-1-27	平成29年8月1日	平成35年7月31日
森田外科医院	広島市西区三篠町三丁目8-1	平成29年8月1日	平成35年7月31日
内藤内科医院	広島市西区庚午北三丁目4-5	平成29年8月1日	平成35年7月31日
なお デンタルクリニック	広島市西区南観音町5-14	平成29年8月1日	平成35年7月31日
タカハシ整形外科	広島市安佐北区可部五丁目14-12	平成29年8月1日	平成35年7月31日
對木歯科医院	広島市佐伯区五日市四丁目2-36	平成29年8月8日	平成35年8月7日

広島市告示第391号

平成29年8月21日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
十日市ファーマシー	広島市中区十日市一丁目4-24三川ビル1F	平成28年2月29日
にのしま薬局	広島市南区似島町字家下161-3	平成29年7月1日
あび薬局	広島市南区字品神田一丁目1-8	平成29年7月1日
荒木クリニック	広島市西区庚午中二丁目11-15	平成28年3月31日
児玉クリニック胃腸科・外科	広島市西区己斐中二丁目21-12	平成29年6月22日
三篠アルファ薬局	広島市西区三篠北町19-16	平成29年7月1日

広島市告示第392号

平成29年8月21日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
清水和行	治療院 あんま天国はり治国	広島市東区牛田新町三丁目14-18マズヒロビル301	あん摩・マッサージ はり・きゅう	平成29年4月1日

広島市告示第393号

平成29年8月22日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第4項の規定により、学校法人A I C J 鷗州学園から控除対象寄附金指定の届出事項の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

広島市長 松井一實

変更前	変更後
1 代表者 <u>竹村 健一</u>	1 代表者 <u>伊勢 桃代</u>
2 代表者 <u>伊勢 桃代</u>	2 代表者 <u>藪部 明史</u>
3 代表者 <u>藪部 明史</u>	3 代表者 <u>渡辺 喜宏</u>
4 事務所の所在地 広島市安佐南区祇園二丁目33番16号	4 事務所の所在地 広島市安佐南区祇園三丁目1番15号
5 特定公益増進法人であることの証明書発行日 平成19年1月23日	5 特定公益増進法人であることの証明書発行日 平成23年12月27日
6 特定公益増進法人であることの証明書発行日 平成23年12月27日	6 特定公益増進法人であることの証明書発行日 平成28年12月27日

広島市告示第394号

平成29年8月22日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第4項の規定により、学校法人比治山学園から控除対象寄附金指定の届出事項の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

広島市長 松井一實

変更前	変更後
-----	-----

1 代表者 間所 了	1 代表者 岡本 茂信
2 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成16年5月3日	2 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成21年5月3日
3 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成21年5月3日	3 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成26年5月3日

広島市告示第395号

平成29年8月22日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第1項第3号の寄附金として、次の者に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成29年1月1日以降に支出された当該寄附金について、広島市市税条例第34条の6第1項第3号の規定を適用する。

広島市長 松井 一 實

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地
公益社団法人広島県社会福祉士会	広島市南区比治山本町12番2号

広島市告示第396号

平成29年8月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第397号

平成29年8月23日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第4項の規定により、学校法人放光学園から控除対象寄附金指定の届出事項の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

広島市長 松井 一 實

変更前	変更後
1 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成19年6月22日	1 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成24年6月29日
2 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成24年6月29日	2 特定公益増進法人であること の証明書発行日 平成29年6月15日

広島市告示第398号

平成29年8月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号）第9条第3項の規定により、自転車等放置規制区域を次のとおり変更しますので、同条第4項の規定により告示します。

なお、区域図については、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課、広島市中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 変更する自転車等放置規制区域の名称及び変更年月日

名称	変更年月日
八丁堀・紙屋町周辺自転車等放置規制区域	平成29年9月26日

2 八丁堀・紙屋町周辺自転車等放置規制区域の区域図

別図のとおり

別図 略

広島市告示第399号

平成29年8月24日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 イオンモール広島祇園
- (2) 所在地 広島市安佐南区祇園三丁目540番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

イオンモール株式会社
代表取締役社長 吉田 昭夫
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙1のとおり

（変更後）別紙2のとおり

4 変更年月日

別紙1、2のとおり

5 届出年月日

平成29年8月14日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成29年8月24日から同年12月25日まで。ただ

し、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成29年12月25日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

広島市告示第400号

平成29年8月24日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受ける出納員

環境局施設部玖谷埋立地管理事務所 主査 西澤 光則

2 委任する事務

広島県産業廃棄物埋立税条例（平成14年広島県条例第26号）第8条第3項に規定する産業廃棄物埋立税の収納

3 委任年月日

平成29年8月27日

4 委任期間

平成29年8月27日から同年9月3日まで

広島市告示第401号

平成29年8月24日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、環境局施設部施設課物品出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた物品分任出納員

環境局施設部玖谷埋立地管理事務所 主査 西澤 光則

2 委任した事務

環境局施設部玖谷埋立地管理事務所における物品の出納保管に関する事務

3 委任期間

平成29年8月27日から同年9月3日まで

広島市告示第402号

平成29年8月25日

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に規定する、平成28年度の市立保育園及び市立認定こども園の施設型給付費について、別紙のとおり告示します。

広島市長 松井一實

(別紙)

平成28年度の施設型給付費は、各支給認定保護者について、各園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(下表)から、各支給認定保護者にかかる利用者負担額(保育料)を減じた額となります。

公定価格

(単位:円)

園名	保育標準時間認定				保育短時間認定			
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
基町保育園	2,255,040	1,279,920	559,320	461,880	2,217,480	1,242,360	521,760	424,320
竹屋保育園	2,356,680	1,381,560	660,960	563,520	2,297,040	1,321,920	601,320	503,880
吉島保育園	2,251,080	1,275,960	555,360	457,920	2,213,520	1,238,400	517,800	420,360
本川保育園	2,333,040	1,357,920	637,320	539,880	2,277,840	1,302,720	582,120	484,680
神崎保育園	2,254,320	1,279,200	558,600	461,160	2,216,760	1,241,640	521,040	423,600
舟入保育園	2,279,160	1,304,040	583,440	486,000	2,235,360	1,260,240	539,640	442,200
江波保育園	2,332,080	1,356,960	636,360	538,920	2,276,880	1,301,760	581,160	483,720
江波第二保育園	2,312,280	1,337,160	616,560	519,120	2,260,680	1,285,560	564,960	467,520
福木保育園	2,265,480	1,290,360	569,760	472,320	2,226,120	1,251,000	530,400	432,960
温品保育園	2,253,120	1,278,000	557,400	459,960	2,215,560	1,240,440	519,840	422,400
戸坂保育園	2,251,920	1,276,800	556,200	458,760	2,214,360	1,239,240	518,640	421,200
東浄保育園	2,255,040	1,279,920	559,320	461,880	2,217,480	1,242,360	521,760	424,320
中山保育園	2,311,440	1,336,320	615,720	518,280	2,259,840	1,284,720	564,120	466,680
わかさ保育園	2,248,680	1,273,560	552,960	455,520	2,211,120	1,236,000	515,400	417,960
あけぼの保育園	2,293,800	1,318,680	598,080	500,640	2,247,240	1,272,120	551,520	454,080
荒神保育園	2,522,280	1,547,160	826,560	729,120	2,439,360	1,464,240	743,640	646,200
大州保育園	2,515,560	1,540,440	819,840	722,400	2,432,640	1,457,520	736,920	639,480
青崎保育園	2,278,560	1,303,440	582,840	485,400	2,234,760	1,259,640	539,040	441,600
皆実保育園	2,279,280	1,304,160	583,560	486,120	2,237,880	1,262,760	542,160	444,720
大河保育園	2,255,040	1,279,920	559,320	461,880	2,217,480	1,242,360	521,760	424,320
仁保新町保育園	2,311,440	1,336,320	615,720	518,280	2,259,840	1,284,720	564,120	466,680
仁保保育園	2,383,320	1,408,200	687,600	590,160	2,318,520	1,343,400	622,800	525,360
楠那保育園	2,522,280	1,547,160	826,560	729,120	2,439,360	1,464,240	743,640	646,200
宇品東保育園	2,312,280	1,337,160	616,560	519,120	2,260,680	1,285,560	564,960	467,520
元宇品保育園	2,581,320	1,606,200	885,600	788,160	2,486,280	1,511,160	790,560	693,120
出島保育園	2,579,400	1,604,280	883,680	786,240	2,484,360	1,509,240	788,640	691,200
似島保育園	3,139,560	2,164,440	1,443,840	1,346,400	2,918,400	1,943,280	1,222,680	1,125,240
三篠保育園	2,251,080	1,275,960	555,360	457,920	2,213,520	1,238,400	517,800	420,360
横川保育園	2,666,640	1,691,520			2,556,120	1,581,000		
小河内保育園	2,517,720	1,542,600	822,000	724,560	2,434,800	1,459,680	739,080	641,640
ふくしま保育園	2,265,480	1,290,360	569,760	472,320	2,226,120	1,251,000	530,400	432,960
ふくしま第二保育園	2,385,240	1,410,120	689,520	592,080	2,320,440	1,345,320	624,720	527,280
己斐保育園	2,310,600	1,335,480	614,880	517,440	2,259,000	1,283,880	563,280	465,840
古田保育園	2,354,880	1,379,760	659,160	561,720	2,295,240	1,320,120	599,520	502,080
庚午保育園	2,250,120	1,275,000	554,400	456,960	2,212,560	1,237,440	516,840	419,400
草津保育園	2,253,120	1,278,000	557,400	459,960	2,215,560	1,240,440	519,840	422,400
みゆき保育園	2,247,960	1,272,840	552,240	454,800	2,210,400	1,235,280	514,680	417,240
井口保育園	2,254,200	1,279,080	558,480	461,040	2,216,640	1,241,520	520,920	423,480
川内保育園	2,312,280	1,337,160	616,560	519,120	2,260,680	1,285,560	564,960	467,520
緑井保育園	2,519,880	1,544,760	824,160	726,720	2,436,960	1,461,840	741,240	643,800
大町保育園	2,280,360	1,305,240	584,640	487,200	2,238,960	1,263,840	543,240	445,800
大町第二保育園	2,795,760	1,820,640	1,100,040		2,664,360	1,689,240	968,640	
安東保育園	2,265,480	1,290,360	569,760	472,320	2,226,120	1,251,000	530,400	432,960
上安保育園	2,294,640	1,319,520	598,920	501,480	2,248,080	1,272,960	552,360	454,920
中筋保育園	2,256,240	1,281,120	560,520	463,080	2,218,680	1,243,560	522,960	425,520
古市保育園	2,279,760	1,304,640	584,040	486,600	2,238,360	1,263,240	542,640	445,200
原保育園	2,332,080	1,356,960	636,360	538,920	2,276,880	1,301,760	581,160	483,720
祇園保育園	2,253,120	1,278,000	557,400	459,960	2,215,560	1,240,440	519,840	422,400
長東保育園	2,312,280	1,337,160	616,560	519,120	2,260,680	1,285,560	564,960	467,520
山本保育園	2,294,520	1,319,400	598,800	501,360	2,247,960	1,272,840	552,240	454,800

(別紙)

公定価格

(単位：円)

園名	保育標準時間認定				保育短時間認定			
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
沼田保育園	2,522,280	1,547,160	826,560	729,120	2,439,360	1,464,240	743,640	646,200
高南保育園	3,139,560	2,164,440	1,443,840	1,346,400	2,918,400	1,943,280	1,222,680	1,125,240
三田保育園	2,584,440	1,609,320	888,720	791,280	2,489,400	1,514,280	793,680	696,240
狩留家保育園	2,667,960	1,692,840	972,240	874,800	2,557,440	1,582,320	861,720	764,280
狩小川保育園	2,581,320	1,606,200	885,600	788,160	2,486,280	1,511,160	790,560	693,120
深川保育園	2,334,000	1,358,880	638,280	540,840	2,278,800	1,303,680	583,080	485,640
真亀保育園	2,254,080	1,278,960	558,360	460,920	2,216,520	1,241,400	520,800	423,360
落合保育園	2,254,920	1,279,800	559,200	461,760	2,217,360	1,242,240	521,640	424,200
口田保育園	2,312,280	1,337,160	616,560	519,120	2,260,680	1,285,560	564,960	467,520
大林保育園	2,515,560	1,540,440	819,840	722,400	2,432,640	1,457,520	736,920	639,480
城保育園	2,278,800	1,303,680	583,080	485,640	2,235,000	1,259,880	539,280	441,840
可部東保育園	2,334,000	1,358,880	638,280	540,840	2,278,800	1,303,680	583,080	485,640
亀山南保育園	2,515,560	1,540,440	819,840	722,400	2,432,640	1,457,520	736,920	639,480
いずみ保育園	2,584,440	1,609,320	888,720	791,280	2,489,400	1,514,280	793,680	696,240
久地保育園	2,791,440	1,816,320	1,095,720	998,280	2,660,040	1,684,920	964,320	866,880
中野保育園	2,576,760	1,601,640	881,040	793,600	2,481,720	1,506,600	786,000	688,560
畑賀保育園	2,355,960	1,380,840	660,240	562,800	2,296,320	1,321,200	600,600	503,160
船越西部保育園	2,791,440	1,816,320	1,095,720	998,280	2,660,040	1,684,920	964,320	866,880
船越南部保育園	2,355,960	1,380,840	660,240	562,800	2,296,320	1,321,200	600,600	503,160
矢野中央保育園	2,253,240	1,278,120	557,520	460,080	2,215,680	1,240,560	519,960	422,520
矢野東保育園	2,383,800	1,408,680	688,080	590,640	2,319,000	1,343,880	623,280	525,840
矢野西保育園	2,294,520	1,319,400	598,800	501,360	2,247,960	1,272,840	552,240	454,800
湯来保育園	3,139,560	2,164,440	1,443,840	1,346,400	2,918,400	1,943,280	1,222,680	1,125,240
湯来南保育園	2,584,440	1,609,320	888,720	791,280	2,489,400	1,514,280	793,680	696,240
石内保育園	2,382,480	1,407,360	686,760	589,320	2,317,680	1,342,560	621,960	524,520
河内保育園	2,265,480	1,290,360	569,760	472,320	2,226,120	1,251,000	530,400	432,960
五月が丘保育園	2,358,240	1,383,120	662,520	565,080	2,298,600	1,323,480	602,880	505,440
利松保育園	2,293,440	1,318,320	597,720	500,280	2,246,880	1,271,760	551,160	453,720
八幡東保育園	2,382,480	1,407,360	686,760	589,320	2,317,680	1,342,560	621,960	524,520
八幡保育園	2,253,600	1,278,480	557,880	460,440	2,216,040	1,240,920	520,320	422,880
千同保育園	2,294,640	1,319,520	598,920	501,480	2,248,080	1,272,960	552,360	454,920
坪井保育園	2,255,040	1,279,920	559,320	461,880	2,217,480	1,242,360	521,760	424,320
三筋保育園	2,382,480	1,407,360	686,760	589,320	2,317,680	1,342,560	621,960	524,520
鈴峰園保育園	2,265,240	1,290,120	569,520	472,080	2,225,880	1,250,760	530,160	432,720
五日市中央北保育園	2,294,640	1,319,520	598,920	501,480	2,248,080	1,272,960	552,360	454,920
五日市駅前保育園	2,253,600	1,278,480	557,880	460,440	2,216,040	1,240,920	520,320	422,880
五日市南保育園	2,279,280	1,304,160	583,560	486,120	2,237,880	1,262,760	542,160	444,720
美の里保育園	2,357,160	1,382,040	661,400	564,000	2,297,520	1,322,400	601,800	504,360

園名	保育標準時間認定				保育短時間認定			
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
阿戸認定こども園	2,626,320	1,651,200	930,600	833,160	2,515,800	1,540,680	820,080	722,640
	教育標準時間認定							
	3歳児	4歳以上児						
	885,240	784,320						

(注) 上表の額は、一年を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、年の途中に入退所した子どもについては、在籍期間に応じた額となります。

広島市告示第403号

平成29年8月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた分任出納員

別紙のとおり

2 委任した事務

(1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納

(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成29年8月9日

4 委任期間

平成29年8月9日から同年11月10日まで

（別紙）

Table with 4 columns: 設置場所, 取扱場所, 氏名, 委任期間. Lists various racing venues and staff members.

広島市告示第404号

平成29年8月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受ける分任出納員

別紙のとおり

2 委任する事務

(1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納

(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成29年9月15日

4 委任期間

平成29年9月15日から同年11月10日まで

（別紙）

Table with 4 columns: 設置場所, 取扱場所, 氏名, 委任期間. Lists various racing venues and staff members.

広島市告示第404-2号

平成29年8月25日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市大型ごみ収集運搬手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託した者

Table with 3 columns: 業者名, 所在地, 代表者. Lists the contractor and their details.

広島市告示第406号

平成29年8月30日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第4項の規定により、学校法人広島女学院から控除対象寄附金指定の届出事項の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

広島市長 松井一實

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Shows the change in representative and date.

広島市告示第407号

平成29年8月30日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第4項の規定により、学校法人常翔学園から控除対象寄附金指定の届出事項の変更の届出があったので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

広島市長 松井 一 實

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Rows 1-3 detailing representative changes and certificate issuance dates.

広島市告示第408号

平成29年8月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

Table with 5 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), 廃止年月日, サービスの種類. Lists 5 service providers and their details.

広島市告示第409号

平成29年8月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

Table with 5 columns: 事業者, 事業所 (名称, 所在地), 廃止年月日, サービスの種類. Lists 10 service providers and their details.

広島市告示第410号

平成29年8月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者 (Name, Address), 事業所 (Name, Address), 廃止年月日, サービスの種類. Lists three care support organizations being discontinued.

広島市告示第411号

平成29年8月31日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 事業者 (Name, Address), 事業所 (Name, Address), 廃止年月日, サービスの種類. Lists ten care support organizations being discontinued.

Table with 5 columns: 事業者 (Name, Address), 事業所 (Name, Address), 廃止年月日, サービスの種類. Lists five care support organizations being discontinued.

広島市告示第412号

平成29年8月31日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受ける分任出納員 別紙のとおり
2 委任する事務 (1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納 (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
3 委任年月日 平成29年11月11日
4 委任期間 平成29年11月11日から同月19日まで (別紙)

Table with 4 columns: 設置場所, 取扱場所, 氏名, 委任期間. Lists the assigned staff and their terms.

広島市告示（中区）第191号

平成29年8月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第192号**

平成29年8月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第193号

平成29年8月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第194号**

平成29年8月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第195号

平成29年8月2日

小町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、7月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第196号**

平成29年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により

自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第197号

平成29年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第198号**

平成29年8月18日

相生自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、8月3日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第199号

平成29年8月18日

大手町自転車等駐車場内及び袋町自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、8月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第200号**

平成29年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示(中区)第201号

平成29年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第202号

平成29年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第203号

平成29年8月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第204号

平成29年8月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第205号

平成29年8月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第206号

平成29年8月24日

西新天地自転車等駐車場内及び袋町自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記自転車等については、8月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第207号

平成29年8月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第208号

平成29年8月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第69号

平成29年7月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第70号

平成29年8月3日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年8月3日から同月17日まで東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道東1区2号線	東区温品二丁目52番地5地先から 東区温品二丁目46番地1地先まで	旧	4.0m ～ 4.0m	152.0m
		新	10.0m ～ 14.2m	

広島市告示(東区)第71号

平成29年8月3日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年8月3日から同月17日まで東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道東1区2号線	東区温品二丁目52番地5地先から 東区温品二丁目46番地1地先まで	平成29年8月3日

広島市告示(東区)第72号

平成29年8月3日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年8月3日から同月17日まで東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	東5区1号線	東区山根町字大内越50番130地先から 東区山根町字大内越50番164地先まで	平成29年8月3日

広島市告示(東区)第73号

平成29年8月3日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第5号
- 2 指定年月日 平成29年8月3日
- 3 道路の位置 広島市東区牛田本町四丁目1333番1の一部
- 4 幅員 4.0メートル、5.0メートル
- 5 延長 31.30メートル

広島市告示(東区)第74号

平成29年8月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第75号

平成29年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第76号

平成29年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第77号

平成29年8月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第78号

平成29年8月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第79号

平成29年8月30日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 平成29年8月30日
- 3 道路の位置 広島市東区戸坂山根三丁目1276番1の一部
- 4 幅員 6.00メートル
- 5 延長 26.60メートル

広島市告示(東区)第80号

平成29年8月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(南区)第113号

平成29年8月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第114号

平成29年8月1日

広島市広島駅南口第三自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、7月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第115号

平成29年8月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第116号

平成29年8月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第117号

平成29年8月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第118号

平成29年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第119号

平成29年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第120号

平成29年8月18日

青崎一丁目駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、8月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第121号

平成29年8月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第122号**

平成29年8月22日

広島市広島駅南口第二自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、8月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第123号

平成29年8月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第124号**

平成29年8月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示（南区）第125号

平成29年8月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（南区）第126号**

平成29年8月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

**広島市告示（南区）第127号**

平成29年8月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示（南区）第128号

平成29年8月30日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、一つの敷地とみなすこと等による下記の一団地を認定しました。

この関係図書は、広島市南区建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

- 1 申請者
広島県知事 湯崎 英彦
- 2 一団地の名称
倉庫団地
- 3 一団地の区域
広島市南区宇品海岸三丁目1番地, 2番地
- 4 認定番号
第H29認定通知広島市建30002号
- 5 認定年月日
平成29年8月30日

~~~~~  
**広島市告示（西区）第68号**

平成29年8月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示（西区）第69号

平成29年8月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（西区）第70号**

平成29年8月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第71号

平成29年8月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第72号

平成29年8月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第73号

平成29年8月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第74号

平成29年8月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐南区）第92号

平成29年8月1日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年7月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について

は処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第93号

平成29年8月10日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年8月10日から平成29年8月25日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名   | 変更区間                                                             | 新旧別 | 幅員(m)              | 延長(m)    |
|-------|-------|------------------------------------------------------------------|-----|--------------------|----------|
| 県道    | 広島湯来線 | 広島市安佐南区沼田町大字阿戸宇津登ヶ原3940番地4地先から<br>広島市安佐南区沼田町大字阿戸宇日ノ浦11429番地1地先まで | 旧   | 4.50<br>～<br>26.00 | 2,873.00 |
|       |       |                                                                  | 新   | 4.50<br>～<br>57.26 | 2,873.00 |
|       |       |                                                                  | 新   | 8.20<br>～<br>57.26 | 1,734.00 |

広島市告示（安佐南区）第94号

平成29年8月10日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年8月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第95号

平成29年8月10日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成29年8月10日から同年同月24日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在（起点及び終点）                                      |
|----|--------------|-------------------------------------------------|
| 里道 | 安佐南4区1933号里道 | 広島市安佐南区伴東一丁目8675番地先から<br>広島市安佐南区伴東一丁目8674番2地先まで |

広島市告示(安佐南区)第96号

平成29年8月10日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第13号
- 2 指定年月日 平成29年8月10日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区山本九丁目の750番1の一部及び750番4の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル  
延長 35.00メートル

広島市告示(安佐南区)第97号

平成29年8月17日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第14号
- 2 指定年月日 平成29年8月17日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区上安二丁目の553番7の一部、5005番の一部、5006番、5018番の一部、5019番の一部及び5006番地先里道
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル~4.55メートル  
延長 12.70メートル

広島市告示(安佐南区)第98号

平成29年8月23日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年8月23日から同年9月7日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                          | 供用開始の期日    |
|-------|------------|-------------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安佐南2区中筋温品線 | 広島市安佐南区中筋三丁目290番1地先から<br>広島市安佐南区東野三丁目1544番9地先まで | 平成29年8月23日 |

広島市告示(安佐南区)第99号

平成29年8月24日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年8月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第100号

平成29年8月24日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号に規定する道路として指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 平成29年8月24日
- 3 路線名 広島市道 安佐南4区253号線  
広島市道 安佐南4区249号線
- 4 道路の位置
  - (広島市道 安佐南4区253号線)
  - 指定区間① 起点: 広島市安佐南区伴東五丁目7923-1地先  
終点: 広島市安佐南区伴東五丁目7921-1地先
  - 指定区間② 起点: 広島市安佐南区伴東五丁目7959-2地先  
終点: 広島市安佐南区伴東五丁目7959-2地先
  - (広島市道 安佐南4区249号線)
  - 指定区間③ 起点: 広島市安佐南区伴東五丁目7931-1地先  
終点: 広島市安佐南区伴東五丁目7933-3地先
- 5 道路延長
  - (広島市道 安佐南4区253号線)
  - 指定区間① 55.0メートル
  - 指定区間② 35.0メートル
  - (広島市道 安佐南4区249号線)
  - 指定区間③ 56.5メートル
- 6 道路幅員
  - (広島市道 安佐南4区253号線)
  - 指定区間① 10.50メートル~12.42メートル
  - 指定区間② 8.15メートル~14.01メートル
  - (広島市道 安佐南4区249号線)



指定区間③ 5.00メートル～15.75メートル

広島市告示(安佐南区)第101号

平成29年8月28日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり告示します。

その関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧します。

広島市長 松井一實

| 名称     | 所在地             | 供用開始の期日    | 区域     |
|--------|-----------------|------------|--------|
| 祇園第四公園 | 安佐南区祇園三丁目548番15 | 平成29年8月28日 | 別図のとおり |

別図略

広島市告示(安佐北区)第54号

平成29年8月1日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1. 指定番号 第3号
2. 指定年月日 平成29年8月1日
3. 道路の位置 広島市安佐北区深川一丁目840番1の一部
4. 幅員及び延長 幅員 5.0メートル 6.0メートル  
延長 47.6メートル

広島市告示(安佐北区)第55号

平成29年8月2日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年8月2日から同年8月16日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                     | 旧新別 | 敷地の幅員(m)  | 敷地の延長(m) |
|-------|-----------|------------------------------------------|-----|-----------|----------|
| 市道    | 安佐北2区241線 | 安佐北区落合南三丁目15番地6地先から安佐北区落合南三丁目甲824番地3地先まで | 旧   | 3.60～5.00 | 56.60    |
|       |           |                                          | 新   | 3.90～7.00 |          |

広島市告示(安佐北区)第56号

平成29年8月2日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年8月2日から同年8月16日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                   | 供用開始の期日   |
|-------|------------|------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐北2区241号線 | 安佐北区落合南三丁目15番地6地先から安佐北区落合南三丁目甲824番地3地先まで | 平成29年8月2日 |

広島市告示(安佐北区)第57号

平成29年8月3日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成29年8月3日から同月17日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等           | 所在(起点及び終点)                                       |
|----|----------------|--------------------------------------------------|
| 里道 | 安佐北1区983号里道    | 安佐北区白木町大字志路字飛田2162番2地先から安佐北区白木町大字志路字飛田2162番1地先まで |
| 里道 | 安佐北1区985号里道の一部 | 安佐北区白木町大字志路字飛田2163番2地先から安佐北区白木町大字志路字飛田2161番地先まで  |
| 里道 | 安佐北1区985号里道の一部 | 安佐北区白木町大字志路字飛田2164番1地先から安佐北区白木町大字志路字飛田2164番1地先まで |

広島市告示(安佐北区)第58号

平成29年8月4日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成29年8月4日から同月18日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等       | 所在(起点及び終点)                           |
|----|------------|--------------------------------------|
| 里道 | 安佐北2区82号里道 | 安佐北区深川二丁目1276番地先から安佐北区深川二丁目1276番地先まで |

広島市告示(安佐北区)第59号

平成29年8月7日  
 道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。  
 その関係図面は、平成29年8月7日から同年8月21日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                     | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|-----------|------------------------------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北2区938線 | 安佐北区落合南三丁目813番地2地先から安佐北区落合南三丁目963番地1地先まで | 旧   | 5.00<br>～<br>7.80 | 158.40   |
|       |           |                                          | 新   | 5.00<br>～<br>9.00 |          |

広島市告示（安佐北区）第60号

平成29年8月7日  
 道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。  
 その関係図面は、平成29年8月7日から同年8月21日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                   | 供用開始の期日   |
|-------|------------|------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐北2区938号線 | 安佐北区落合南三丁目813番地2地先から安佐北区落合南三丁目963番地1地先まで | 平成29年8月7日 |

広島市告示（安佐北区）第61号

平成29年8月7日  
 道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。  
 その関係図面は、平成29年8月7日から同年8月21日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                     | 旧新別 | 敷地の幅員(m)           | 敷地の延長(m) |
|-------|------------|------------------------------------------|-----|--------------------|----------|
| 市道    | 安佐北2区207号線 | 安佐北区落合南三丁目963番地8地先から安佐北区落合南五丁目959番地2地先まで | 旧   | 3.20<br>～<br>6.60  | 65.70    |
|       |            |                                          | 新   | 5.40<br>～<br>24.30 |          |

広島市告示（安佐北区）第62号

平成29年8月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。  
 その関係図面は、平成29年8月7日から同年8月21日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                   | 供用開始の期日   |
|-------|------------|------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐北2区207号線 | 安佐北区落合南三丁目963番地8地先から安佐北区落合南五丁目959番地2地先まで | 平成29年8月7日 |

広島市告示（安佐北区）第63号

平成29年8月17日  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋新山倉町内会（代表者 村上 澄義）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項  
事務所及び代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

|          | 旧                           | 新                         |
|----------|-----------------------------|---------------------------|
| 事務所      | 広島市安佐北区三入七丁目32番22号          | 広島市安佐北区三入七丁目29番7号         |
| 代表者の氏名住所 | 村上 澄義<br>広島市安佐北区三入七丁目32番22号 | 泉 明博<br>広島市安佐北区三入七丁目29番7号 |

広島市告示（安佐北区）第64号

平成29年8月18日  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋三区町内会（代表者 山中 泰）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項  
事務所及び代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

|          | 旧                            | 新                            |
|----------|------------------------------|------------------------------|
| 事務所      | 広島市安佐北区三入六丁目12番4-12号         | 広島市安佐北区三入七丁目2番18-3号          |
| 代表者の氏名住所 | 山中 泰<br>広島市安佐北区三入六丁目12番4-12号 | 松田 正勝<br>広島市安佐北区三入七丁目2番18-3号 |

広島市告示（安佐北区）第65号

平成29年8月23日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成29年8月23日から平成29年9月6日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在（起点及び終点）                                 |
|----|--------------|--------------------------------------------|
| 里道 | 安佐北3区4217号里道 | 安佐北区大林三丁目1161番2地先から<br>安佐北区大林三丁目1161番2地先まで |

広島市告示（安佐北区）第66号

平成29年8月30日

可部駅東口駐輪場、可部駅西口駐輪場、下深川駅北口駐輪場、上深川駅駐輪場及び安芸矢口駅駐輪場に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年8月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第67号

平成29年8月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安芸区）第60号

平成29年8月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安芸区）第63号

平成29年8月10日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成29年8月10日から同月24日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等       | 所在（起点及び終点）                                      |
|----|------------|-------------------------------------------------|
| 里道 | 安芸4区615号里道 | 広島市安芸区矢野東五丁目1673番1地先から<br>広島市安芸区矢野東五丁目1674番地先まで |

広島市告示（安芸区）第64号

平成29年8月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安芸区）第65号

平成29年8月17日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、8月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（安芸区）第66号

平成29年8月25日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年8月25日から同年9月8日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名     | 変更区間                                             | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長        |
|-------|---------|--------------------------------------------------|-----|---------------------------|--------------|
| 市道    | 安芸3区2号線 | 広島市安芸区船越六丁目1477番地1地先から<br>広島市安芸区船越六丁目1477番地1地先まで | 旧   | メートル<br>5.80<br>～<br>6.10 | メートル<br>1.60 |
|       |         |                                                  | 新   | メートル<br>6.10<br>～<br>9.50 | メートル<br>1.60 |

広島市告示(安芸区)第67号

平成29年8月25日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年8月25日から同年9月8日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名     | 供用開始区間                                           | 供用開始の期日    |
|-------|---------|--------------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安芸3区2号線 | 広島市安芸区船越六丁目1477番地1地先から<br>広島市安芸区船越六丁目1477番地1地先まで | 平成29年8月25日 |

広島市告示(安芸区)第68号

平成29年8月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第69号

平成29年8月28日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、8月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(佐伯区)第105号

平成29年8月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第106号

平成29年8月10日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法

律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年8月10日から同月24日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名   | 変更区間                                        | 旧新別 | 敷地の幅員                      | 敷地の延長            |
|-------|-------|---------------------------------------------|-----|----------------------------|------------------|
| 県道    | 広島湯来線 | 佐伯区湯来町大字和田字長澤10557番地先から<br>佐伯区湯来町不明山国有林地先まで | 旧   | メートル<br>3.50<br>～<br>8.50  | メートル<br>1,465.00 |
|       |       |                                             | 新   | メートル<br>3.50<br>～<br>8.50  | メートル<br>1,465.00 |
|       |       |                                             | 新   | メートル<br>9.00<br>～<br>26.38 | メートル<br>1,010.40 |

広島市告示(佐伯区)第107号

平成29年8月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第108号

平成29年8月16日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年8月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第109号

平成29年8月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第110号  
平成29年8月22日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年8月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第111号  
平成29年8月28日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年8月28日から同年9月11日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名       | 変更区間                                   | 旧新別 | 敷地の幅員                      | 敷地の延長          |
|-------|-----------|----------------------------------------|-----|----------------------------|----------------|
| 市道    | 佐伯3区166号線 | 佐伯区千同三丁目339番1地先から<br>佐伯区千同三丁目355番8地先まで | 旧   | メートル<br>1.60<br>～<br>3.10  | メートル<br>148.60 |
|       |           |                                        | 新   | メートル<br>5.00<br>～<br>13.00 | メートル<br>148.60 |

広島市告示(佐伯区)第112号  
平成29年8月28日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年8月28日から同年9月11日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名       | 供用開始                                   | 供用開始の期日    |
|-------|-----------|----------------------------------------|------------|
| 市道    | 佐伯3区166号線 | 佐伯区千同三丁目339番1地先から<br>佐伯区千同三丁目355番8地先まで | 平成29年8月28日 |

広島市告示(佐伯区)第113号  
平成29年8月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第114号  
平成29年8月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第115号  
平成29年8月30日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年8月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

区告示

広島市南区告示第5号  
平成29年8月10日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市南区長 胡麻田 泰 江

記

| 氏名   | 住民票の住所                   | 職権処理の内容 |
|------|--------------------------|---------|
| 井上 大 | 広島県広島市南区松川町2番2<br>2-301号 | 消 除     |

区選管告示

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第6号

平成29年8月23日

昭和55年広島市安佐南区選挙管理委員会告示第17号による安佐南区の投票区の設置の告示中表の一部を、別紙のとおり変更します。

広島市安佐南区選挙管理委員会 委員長 渡部 邦昭

(別紙)

1 変更する投票区

Table with 4 columns: 変更前 (投票区名, 投票区の区域), 変更後 (投票区名, 投票区の区域). Rows include changes for 沼田第五 and 沼田第七 districts.

大塚西一丁目(ただし、沼田第五投票区分を除く。)

大塚西一丁目(ただし、沼田第五投票区分を除く。)

Table with 4 columns: 沼田第九 (変更前), 沼田第九 (変更後). Lists specific address ranges for the 9th district.

2 施行年月日

平成29年9月1日

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第7号

平成29年8月23日

広島県知事の任期の満了に伴い、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会 委員長 渡部 邦昭

1 登録の移替えをしない期間

平成29年10月1日から平成29年11月12日まで

2 前記1の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成29年11月13日から行う。

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第5号

平成29年8月17日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、選挙人名簿の登録から抹消した者のうち、次の者の抹消を取り消す。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

1 抹消の取消者数

| 抹消の取消理由 | 男 | 女 | 計 |
|---------|---|---|---|
| 職権回復    | 1 | 0 | 1 |

2 抹消の取消をする者の氏名等 別冊のとおり  
別冊 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第6号

平成29年8月17日

広島県知事の任期の満了に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大本和則

1 登録の移替えをしない期間

平成29年10月1日から平成29年11月12日まで

2 前記1の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、平成29年11月13日から行う。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第14号

平成29年8月23日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

1 日時 平成29年8月28日（月） 午後1時30分

2 場所 中区役所6階教育委員室

3 議題

【公開予定議題】

(1) 広島市立中学校の生徒の死亡事案について（報告）

【非公開予定議題】

(2) 教職員の人事について（議案）

広島市教育委員会告示第15号

平成29年8月23日

広島市教育委員会議（臨時会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会

教育長 糸山 隆

1 日時 平成29年8月29日（火） 午前9時30分

2 場所 中区役所6階教育委員室

3 議題

【公開予定議題】

(1) 平成30年度から使用する広島市立小学校用教科用図書の採択について（議案）

(2) 平成30年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）用教科用図書の採択について（議案）

(3) 平成30年度使用広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校（特別支援学級）用教科用図書の採択について（議案）

【非公開予定議題】

(4) 平成30年度広島市立高等学校の入学者定員について（報告）

(5) 平成29年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（議案）

広島市教育委員会告示第16号

平成29年8月31日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

1 日時 平成29年9月6日（水） 午後1時30分

2 場所 中区役所6階教育委員室

3 議題

【公開予定議題】

(1) 広島市いじめ防止対策推進審議会への諮問について（議案）

(2) 青少年交流事業の開催結果について（報告）

(3) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について（代決報告）

【非公開予定議題】

(4) 広島市社会教育委員の委嘱について（議案）